

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成28年8月10日(水) 14時00分～16時00分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議長(会長)の氏名	吉田 勝己
出席委員(者)の氏名	勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 ・ 菊地 正春 新井 鉄夫 ・ 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 湯本 昇 ・ 吉田 勝己
事務局職員の職・氏名	事務局長 加藤 裕之                      次長兼副参与 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳                      課 長 中田 真一 課 長 菊地 征一                      課 長 飯田 清貴 副 課 長 岡本 義徳                      副 課 長 岸 俊之 課長補佐 戸口 義也                      主 査 牛久保武志
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 戸口課長補佐 2 挨拶 吉田会長 3 審議事項 (1) 下水道使用料に関する事。 (2) その他 4 閉会 戸口課長補佐
配 付 資 料	事前配付 ・ 答申書(案) 当日配付 ・ 次第 ・ 第3回下水道運営審議会会議録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>&lt;開会・挨拶&gt;</p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>はじめに御報告させていただきます。</p> <p>本日の出席者は8名全員でございます。</p> <p>従いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成28年度第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いします。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、審議会運営規則第6条にて公開が原則となっております。</p> <p>最初に傍聴人の関係でございますが、本日の会議における傍聴希望者はおりませんので御報告いたします。</p> <p>なお、会議録への署名につきましては、同規則第5条に、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。</p> <p>会議録署名委員に勝浦委員さんと川崎委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(勝浦委員、川崎委員了承の意)</p>
議 長	<p>&lt;審議事項(1)&gt;</p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>はじめに、平成28年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会において、次回においては、「下水道使用料について(答申)(案)」を、審議会において諮るということになっておりましたので、委員皆様へ、事務局より、事前に答申書(案)を</p>

		<p>配布させていただきました。</p> <p>委員皆様は、事前に答申書（案）を確認いただいていると思いますので、この後、答申書（案）の個々の内容を、委員皆さんととりまとめていきたいと思いますがよろしいですか。</p>
委員	（委員了承）	
議長		<p>それでは、答申書（案）の1ページ「はじめに」の部分についての、御意見等はございますか。</p>
委員		<p>特になし。</p>
議長		<p>特にないようですので、「はじめに」の部分については、答申書（案）のとおりとさせていただきます。</p> <p>続いて、答申書（案）の1ページ「下水道使用料について」の部分について、御意見等はございますか。</p>
委員		<p>文章の修正をお願いしたい。1行目に「事務局から提示された資料に基づき…慎重に審議を重ねた。」と記載されているが、委員皆さんの知見や経験等も審議の基になっていると思いますので、「事務局から提示された資料等に基づき」とすることは可能でしょうか。私が言いたいのは、「等」を入れることで「資料だけで判断した。」ということではなくという主旨であります。</p>
議長		<p>他にありますか。</p>
委員		<p>答申書の文章というのは、審議会の審議のまとめですよね。答申書の中に「事務局から提示された」と記載がありますが、諮問者から諮問があつて答申を出すわけですから、「諮問者から提示された」ではないでしょうか。「事務局から提示された」資料に基づき審議したとなると、事務局のルールに乗ったものを審議会が決めたと受け取れます。これは、諮問者がこういうことについて審議してくださいと具体的な事例を出したという意味になるのではないのでしょうか。</p>
議長		<p>ただ今の、委員さんの御意見に対し他の委員の御意見をお聞かせ願いたい。</p>
委員		<p>私の考えですけども、答申書（案）の「はじめに」の中にも書いてあるとおり、この審議会というのは、組合の管理者からの諮問に基づいて審議をしているわけです。委員さんがおっしゃられた、「事務局から提示された」という部分は、審議の途中で委員から資料要求があつて、それに対し事務局が資料を提示したというように理解しているので、この部分は何ら問題ないと思います。</p>
委員		<p>私もこれについては、答申書（案）の「はじめに」の後段部分で、管理者より諮問を受け慎重に審議したと記載されており、それを受けて事務局が資料を作成されていたと思いますので、特段問題はないと考えます。</p>

委員	私も、答申書（案）の「はじめに」の後段 3 行の部分で、管理者より、諮問を受けて、それらを踏まえ、私見や知識及び受益者である市民等の方々の意向等を含めて、慎重に審議、検討を重ねてきたという経緯が「はじめに」の 3 行でしっかり記載されておりますので、問題はないのではないかと思います。
委員	文案ですから、解釈の相違にとられるのであれば、「事務局から提示された資料に基づき」という部分を省略してはどうか。今、他の委員さんから指摘を受けていることから、解釈の相違をさけるために危ういところは省略するのが良いと思われます。
委員	文章を生かすとするならば、「関係資料」とすればどうでしょうか。関係資料に基づいてということにするならば、事務局であろうと管理者であろうと諮問者であろうと、皆同じところから出てこなければいけないのですから。
委員	審議会を強く出そうとするならば、「審議会が要望した資料」とするようにすべきではないでしょうか。
委員	私は素直に文章を読んで、特段疑問を感じませんでした。先ほど、委員さんから「資料等」というお話もあったが、逆に「等」を入れたことによって疑問を持たれてしまうのかなど。疑問を持たれないようにするのであれば、委員さんから解釈の相違がある箇所を省略するというご意見があったので、そうした方が良いのではないかと思います。
委員	「資料等」ということに対しては、我々が現地調査をしたことも踏まえ、知見や経験とかそういったものに裏打ちされた資料ですという意味にもとれると思います。「関係資料」という標記でも、特段問題はないと思います。
委員	メインは審議会なのですから、解釈の相違の内容に省略すべきだと思います。
委員	となると、文章はどのようになるのですか。
委員	「事務局から提示された資料に基づき」の部分を省略し、「本審議会は、「下水道使用料について」を 4 回にわたり、慎重に審議を重ねた。」というようになるのかと思います。
委員	やはり、発言されている委員の方の意見が別れているかと思われますので、思いを反映された方が私は良いかと思ひます。そういうことから、「本審議会は、委員から要請された関係資料等に基づき」という内容であれば、現地調査をしたことや、委員からの要請のあった資料を事務局が作成し、審議も確実におこなったという部分が反映されると思ひます。
委員	委員から要望したのではなく、「審議会から要望された関係資料等に基づき」というように修正すべきかと思われるが、「本審議会は」とあるので、「審議会」という部分が 2 重に記載されることとなる

委員	<p>が、このように記載されてはどうかでしょうか。</p> <p>私は、省略してしまっても良いと思います。事務局から提示された資料だけに囚われては良くないという思いなので、省略してしまうというのは良いと思います。委員さんからご意見のあった、「審議会から」というのも良いのですが、「審議会」と「委員」は一体のものなので、文面的にどうかと思います。</p>
委員	<p>省略してしまっても良いのではないのでしょうか。内容は委員の皆さんはご存じであると思いますので、誤解のないような形をとりたい。</p>
議長	<p>ある程度の御意見がだされたので、結論をまとめます。 「本審議会は、「下水道使用料について」を4回にわたり、慎重に審議を重ねた。…」という文面でよろしいですか。</p>
委員	<p>(委員了承)</p>
議長	<p>続きまして、答申書の「下水道使用料について」の部分。方針1官公署学校用の使用料体系廃止検討についてのまとめに入ります。 なお、方針1から、1項目ごとにまとめていきます。方針1官公署学校用の使用料体系廃止検討についての御意見等はございますか。</p>
委員	<p>私の意見は、前段部分の後の「今後も官公署学校使用料体系が存続することは、一般使用料と比較して安価な使用料設定をしている事実からも、廃止に向けた改定をすべきと考える。」を前にもっていき、その後に「なお、公共施設や学校施設は、一般家庭と比べて排水量も大きく、廃止することになれば影響が大きいことも想定され、激変緩和措置を設定すべきという意見もあった。」というように前後を変えていただきたい。「激変緩和措置を設定すべきという意見もあったが」という書き方であると、意見が薄れてしまう。</p>
委員	<p>私も同意見です。付帯意見なので結論を出して、なおこのような意見もあった、という文書構成が混乱しないわかりやすいものだと思います。プラスして終わりの部分であります。この部分については「廃止すべきと考える。」という文面になるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>事務局にお願いしたいのですが、今回は方針1から方針6について個々に挙手をして決めていきましたが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第4条第5号には、会議録に賛否の数を記入することとなっております。第3回会議録を確認すると、賛成何人対反対何人という書き方ではなく、賛成多数でという書き方になっております。私が解釈すると、諮問者は賛成と反対の人数の意見によって、考え方が変わってくるのではないかと思います。なお、審議会運営規則で賛否の数を書きなさいとなっていれば、当然各方針についての意見も記載していただきたいと思います。</p> <p>それから、もう1点。方針とあるのですが、前回の資料の方針というのは、たたき台としての事務局の方針ということで理解したのですが、それをそのまま答申書の方針として記載しているのであれば、これは事務局の方針ということになってしまうのではないのでしょうか。</p>

委員	<p>審議会の方針ということであれば方針自体がなくとも最後の料金表で理解できるのではないのでしょうか。</p> <p>私は、今までの審議会の経過から判断し、方針1から方針6までの記載があっても、特に問題はないと思います。</p>
委員	<p>あらためて、委員さんのおっしゃるのを聞いていて、前回の会議録を見直しました。私は色々な場所で会議等にも出席していますが、賛否の数の部分についてはまでは気にしていません。民主的に言えば、多数決を会議録には記載すべきなのでしょうけども、答申書には特段記載すべき内容ではないと思います。多数決を採決した結果少数の意見については、付帯意見等として、後段の部分等に入れるということで問題ないのではないのでしょうか。少数の意見をそのまま答申書に全て盛り込むというのも如何なものかと思われる。</p> <p>また、方針という書き方についても、今までの審議の区切りの1つとしてあったものですから、特段問題がないと思います。</p>
委員	<p>委員さんの意見を聞いていて、賛否の数については特段気にしていませんでしたので、なるほどと思いました。私の個人的なご意見となりますが、賛否の数を記入し、少数意見等も記入するとなれば、本来この答申書とは別に、会議録の信憑性を得るためにも、多数決で採決したという賛否の数や少数意見は会議録に記載すべきであるものと考えます。委員さんの、賛否の数を記載するという意見は間違えではないと思います。</p>
委員	<p>この方針に関しては、我々委員も資料と同じ意見であると誤解されやすいと思われます。そういうことから「方針」という書き方は削除すべきだと思います。</p> <p>また、項目について1つ1つ採決したのですが、その項目ごとの賛成何人対反対何人、その理由まで記載する必要はないと思います。しかし、色々議論した中で、例えば賛成4人対反対3人という僅差であれば、3人という重みがあるので何かしらの記載をしても良いとは思いますが、賛成6人対反対1人、賛成5人対反対2人ぐらいまでは、記載しなくてもよいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>賛否の数については、答申書に記載しなくても良いのですが、各項目で審議した時に出た意見については記載しなければならないと思います。少数意見を記載したと思うのですが、議長が「その他意見はありますか。」と委員に聞いて、意見を述べているのですから、できるだけその意見は記載する必要があると思います。</p> <p>そもそも、方針というのは誰の方針なのかわかりませんし、諮問には審議会の方針を出して欲しいとは書いてありません。審議会としてどういう意見があるのかと聞いているのであって、方針を出してくれだなんて誰も聞いていないと思います。答申文となるのですから、審議会の方針として捉えるべきであると思いますが、審議会の方針を策定することはできないと思います。</p>
委員	<p>委員さんのおっしゃることで、審議会運営規則に書いてある部分については、全員賛成以外の所に関しては、賛否の数を記載すべきだと思います。しかし、これを答申書の中で記載しなさいとは規則上明記は</p>

	<p>されていませんので必要ないと思います。それから、意見につきましては、非常に強く出た意見があったものについては、付帯意見として記載するのは良いと思いますが、それぞれの意見を全ての項目に記載していくのは答申文として如何なものかと思います。また、「方針」については、2ページの上から2行目に「なお、下水道使用料については、以下の方針に基づき、改定を実施する必要があると考える。」のとあり、この「以下の方針」の示す部分として、「方針」という表現になっているものだと思います。もし「方針」という表現に誤解が生じやすいのであれば、この部分を「項目」というように変えたら如何でしょうか。</p>
委員	<p>意味は理解できるのですが、意見が記載されていないと、全部が全部、賛成7人对反対0人で賛成されたと理解されてしまう。別に人数を入れなくても良いのですが、反対が出たところは、理由の記載がないと、全然理解できないと思います。</p>
委員	<p>わざわざ前回は、項目ごとに意見を述べて、賛成何人对反対何人と採決をとっているのですから、意見があった箇所については、やはり記載すべきではないでしょうか。他の委員さんからも、少数意見については付帯意見として記載するという意見がありましたので。</p>
委員	<p>具体的に考えていくと、方針1については、過半数の賛成なので何か付帯意見を付けるという事で良いと思います。方針2については全員賛成ですので、特に何も記載の必要はなくても良いと思います。また、方針3及び方針4についても、全員の方が賛成ですので特に追記は必要ないと思います。方針5及び方針6は過半数でありますから、何かを付帯意見として記載するということになります。</p>
委員	<p>これは、答申書であるのですから、全員が賛成ではない部分に、付帯意見を付けるか付けないかということについて、皆さんの御意見をお聞きしたい。</p>
委員	<p>私は、今までの会議録があるのですから、そこで色々な意見等が詳細に記載されているのですから、そこまで答申書に記載するべきではないと思います。管理者が答申書を見てどのように御判断されるかは解りませんが、その後、議会へ報告することとなるのですから、その際に会議録等を御覧になられると思います。会議録というものは審議会の内容が詳細に記載されているものと理解しておりますので、一読はするでしょうから、その中で相対的な考え方も記載されているわけですから、それで良いのではないのでしょうか。今までの会議の内容を答申書に含めてしまうと文章が長くなってしまいますのでどうなのかなと思います。</p>
委員	<p>今の委員さんの意見に対してですが、別に今までの会議の内容を全て記載してほしいと言っているわけではないのです。前回の審議会では、この答申書にある方針1から方針6まで各項目ごとに、採決をとったわけですね。その中で、反対という手が挙がって意見を言っている部分があると思います。そうであれば、当然、個々に意見を聞いたもの位は記載した方が良いのではないかと私は言っているのです。もし、その部分を入れないのであれば、賛成何人对反対何人の意見でこうなったというのを記載すべきであり、そうでないと、全部が全員</p>

委員	<p>賛成と答申書を見ただけでは判断されてしまいます。</p> <p>私の考え方が間違っていたら申し訳ないのですが、この答申書というのは、「はじめに」があり、「下水道使用料の基本的な考え方」があって、方針1から方針6まで記載があり、まとめがあります。この方針1から方針6を行った場合に、最終的な改定はこの料金表になりますというように誘導するための方針となっています。ですから、本当の意味での答申書というのはこの最後の表1枚が、本来の答申の内容ということだと思います。ですから、この表を入れる、「はじめに」の前段で社会情勢等を述べていただき、我々委員が審議した内容については、下水道使用料についての前段の部分で十分に網羅されていると私は理解できます。それから、「おわりに」の部分は皆さんで審議されると思いますが、「おわりに」の部分で「諸事情に配慮し…」とされているので良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>例えば、これで決まったとします。その後、管理者が議会に諮問すると思うのですが、その時に、管理者が誤った解釈をしないように、この方針に関して付帯意見をこの答申書に含めないで作成するという選択肢もあると思います。管理者は、この答申書の内容を把握するために会議録等は確認すると思われませんが、全て把握されているとは限らないと私は思っています。ですから、先ほど委員さんがおっしゃったように、この答申書に意見を記載するという方法もありますけども、方針に対する付帯説明事項を答申書に残さず、会議録に残すことも選択肢に含めて良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>では、方針1については、先ほど委員さんがおっしゃったように、前段部分の後の、「今後も官公署学校使用料体系が存続することは、一般使用料と比較して安価な使用料設定をしている事実からも、廃止に向けた改定をすべきと考える。」を前にもっていき、「なお、公共施設や学校施設は、一般家庭と比べて排水量も大きく、廃止することになれば影響が大きいことも想定され、激変緩和措置を設定すべきという意見もあつた。」とすることでどうか。</p>
委員	<p>(委員了承)</p>
委員	<p>細かい部分で申し訳ないが、主語述語の言い回しの問題があり、廃止すべきということになれば、「料金体系は」という言葉にした方が良いかと思います。「存続することは」という言葉が入るので、はっきりとわかるためには、「今後は、官公署学校用使用料体系は廃止すべきと考える。」という文面にしないと、文章として成り立たないと思います。</p>
委員	<p>私も、ただ今の委員さんのご意見を受け、直した方が良いと思います。</p>
議長	<p>3行目まではこのままで良いですか。「今後も…廃止すべきと考える。なお、公共施設や…激変緩和措置を設定すべきという意見もあつ</p>

		た。」という文章になりますが、よろしいですか。
委員		私なら、「一般使用料と比較して、安価な使用料設定をしている事実からも、今後の官公署学校用の使用料体系は廃止する。」というように文章を変えれば、主語があって、述語があって文章がつながり、先ほど委員さんからご指摘のあった文章形態になると思います。
委員		今、文書を修正する2つのパターンがありますので、事務局に、この部分を修正した2つのパターンを持ってきていただいて、比較してはどうでしょうか。併せて、「方針」というのはどうなったのでしょうか。それから、賛否の数について。私が質問をした件について、はっきりとした回答がなかったのですが。
議長		賛否の数については、前回（第3回）の会議録に追記するというところで、答申書の文面には追記しないということで皆さんよろしいですか。
委員		（委員了承）
議長		「方針」という部分については、皆さんいかがでしょうか。
委員		2ページの上から2行目にもあるように、「以下の方針に基づき」ということから、「方針1」からあるので問題ないのではないのでしょうか。
委員		では、誰の方針なのでしょう。事務局の方針ですと、先ほども申し上げましたが、事務局のルールに乗ってしまうのではないのでしょうか。審議会独自の答申書を作成するのであれば、「下水道使用料については、以下のとおり、改定を実施する必要があると考える。」とすれば良いのではないのでしょうか。
委員		「方針」に代わるものであれば良いのですか。
委員		私は先ほど、事務局からの「方針」とか混乱するのであれば省略してしまえば良いと申し上げました。また、2ページの上から2行目の「以下の方針に基づき」の「方針」が以下の「方針1」からを指しているのですから、第2回の審議会での事務局から説明のあった「方針」とは違いますよね。審議会として、「方針」という言葉をどうするのかと問われれば、混乱するのであれば私は「方針」という言葉は削除した方が良くと思います。
委員		というと、「方針」を削除した場合はどのようにまとめるのですか。「以下の項目に基づき」という感じですか。
委員		そうですね。2ページの上から2行目の「方針」は、「項目」という言葉が良いと思います。「方針1」というところは、「方針」を削除した形で、数字のみとする形で良いと思います。
議長		今皆さんで決めていただいた内容（2パターンの文書と、「方針」を「項目」に修正）に、事務局で文書を修正していただき、審議した

		い。では、暫時休憩とします。
		(暫時休憩、修正案の作成)
議	長	再開いたします。 2 ページの 2 行目については、「なお、下水道使用料については、以下の項目に基づき、改定を実施する必要があると考える。」に修正します。なお、1 については 2 パターンを事務局で作成していただいたので、どちらかを委員のみなさんと決めたいと思います。 1 パターン目。「組合においては、昭和 47 年の下水道条例制定時より「官公署学校用使用料体系」を採用し、過去 4 回の使用料改定時においては、一般用使用料に近づけるための単価の増額を行っている。今後も官公署学校用使用料体系が存続することは、一般用使用料と比較して安価な使用料設定をしている事実からも、廃止すべきと考える。なお、公共施設や学校施設は、一般家庭と比べて排水量も大きく、廃止することになれば影響が大きいことも想定され、激変緩和措置を設定すべきという意見もあった。」 2 パターン目。「組合においては、昭和 47 年の下水道条例制定時より「官公署学校用使用料体系」を採用し、過去 4 回の使用料改定時においては、一般用使用料に近づけるための単価の増額を行っている。一般使用料と比較して安価な使用料設定をしている事実からも、官公署学校用使用料体系は廃止すべきと考える。なお、公共施設や学校施設は、一般家庭と比べて排水量も大きく、廃止することになれば影響が大きいことも想定され、激変緩和措置を設定すべきという意見もあった。」 1 パターン目と 2 パターン目のどちらを採用いたしますか。
委	員	(2 パターン目を採用することで了承)
議	長	次に、2 下水道使用料算定期間の検討についての、御意見はいかがでしょうか。
委	員	(修正箇所なしで了承)
議	長	次に、3 下水道使用料単価の考え方についての、御意見はいかがでしょうか。
委	員	(修正箇所なしで了承)
議	長	次に、4 下水道使用料体系の検討についての、御意見はいかがでしょうか。
委	員	(修正箇所なしで了承)
議	長	次に、5 基本使用水量の廃止及び従量使用料の改定についての、御意見はいかがでしょうか。
委	員	(修正箇所なしで了承)
議	長	次に、6 累進度についての、ご意見はいかがでしょうか。

委員	2行目から3行目の部分。「従って、基本使用料による一定額の収入確保は、重要な課題である。」とありますが、累進度が高いと、抑制が働くので収入確保に制限がかかることからあたり前の内容であり、何故ここにこの文章が入っているのか疑問ですので、削除してしまうのは如何でしょうか。
議長	2行目の「従って、基本使用料による一定額の収入確保は、重要な課題である。」の部分削除することよろしいですか。
委員	(委員了承)
議長	3ページ下段部分の、御意見はいかがでしょう。
委員	「以上の1から6を行うと次の使用料改定案が妥当であるとの結論を得た。」としてはどうでしょうか。
議長	ただ今の、委員さんの御意見の内容とすることよろしいですか。
委員	(委員了承)
議長	4ページの使用料改定案の表についてはいかがでしょう。
委員	使用料改定案の現行と改定(案)であるが、公正的な料金の改定を行うとなった場合に、公衆浴場用については、増額改定となっていない。他の部分は改定されておりますが、公正な料金の改定の主旨から外れています。検討すべきであると。第2回目の運営審議会で配布していただきました、近隣市町村の川越市や東松山市も改正となっていることから、ここは、公正的に公衆浴場用の使用料についても、基本料金の設定。そして、あくまで私の案ですが、100 m <sup>3</sup> までを2,000円。超過料金1 m <sup>3</sup> あたり15円としたらどうかという内容を、再審議する必要があると思っています。他の部分は改定してあるけども、この部分だけ改定していないのはおかしいのではないのでしょうか。
委員	次回に送るということで良いのではないのでしょうか。
委員	それでも良いと思います。他市は改定しているのですから、次回にとつけ加えて、検討する余地はあるかと思います。そして、この部分を改定したことによって、再度、現行と改定したことによる差額がどの程度増額となるのか試算することも必要になってくるのではないのでしょうか。
委員	公衆浴場用については、我々審議会では審議していませんよね。それなのに、何故この表に出てくるのでしょうか。
委員	前回の資料には、掲載されておりました。その際に御説明があったと思います。
事務局	現在、構成市の下水道整備をおこなっている市街化区域内に、公衆浴場用として接続されている箇所がありません。審議会の中でも、一

	度お話をさせていただいておりますが、市街化区域内にあるスーパー銭湯に関しては、法律上公衆浴場用という取り扱いになっておりません。公衆浴場につきましては、「公衆浴場確保のための特別措置に関する法律」に定義がございまして、ここでスーパー銭湯は公衆浴場に該当しないとされております。
委員	鶴ヶ島市にある「蔵の湯」は該当しない。ということなのですか。
事務局	該当しません。
委員	では、この料金表の公衆浴場用の箇所は削除しても良いのではないのでしょうか。
事務局	条例改正が必要であり、仮に削除してしまい、いざ接続となった際に、料金体系がないため料金算定が行えない期間が生じてしまうため残しておきたいと考えております。将来的に該当箇所が古いため、仮に無くなってしまった段階で、公衆浴場用料金体系を廃止する等の検討をさせていただきたい。
委員	説明を受けた感じだと、次回か次回以降に送るということでも良いのではないのでしょうか。
委員	説明は受けたのですが、審議はされていません。
議長	文言は残しますか。
委員	そうですね。組合の方で公衆浴場側へ接続をお願いしているのですから。過去何回そういったお願いをしているのかは不明ですが。
委員	私は、今皆さんのお話を聞いていて思ったことは、公衆浴場側の接続の問題もありますが、一般家庭も同じですよ。一般家庭についても下水道に接続できないという問題はあるのですから、このままでよいのではないのでしょうか。施設がある以上は、接続をお願いしていかなければならない。ただし、我々が単価を決めるのが妥当であるのか又は解決できるのかという審議はしていませんので。
委員	一般家庭は利益を追求していません。公衆浴場も経営的な観点から一般企業と同じ考えとなるのではないのでしょうか。
事務局	該当箇所は、最近の使用については福祉的な活用をされている。例えば、高齢者の利用が多いなど少し意味合いが違うように思えます。通常の利益目的とは違った部分があります。高齢者のアパートの1人暮らしの方が利用している。
委員	使用料を上げて売り上げ確保をするということは、やはり存続していかなければならない。ですから、組合で接続を啓発して早く接続していただき、使用料収入として上げていくというのが、本来の組合の理想ですよ。
事務局	当組合としても、審議会の中でもお話があったと思いますが、職員

		が普及率や水洗化の向上に向けた活動を行っております。
委員	議長	私は、そういう意見があった。ということで良いと思います。
委員	議長	議事録へ残すという事でよろしいですか。
委員	議長	(委員了承)
委員	議長	次に、「おわりに」についての御意見は、いかがでしょうか。
委員	議長	2段落目の最後の部分、「財政基盤の確立に向けた取組みに着手されたい。」と補足していただきたい。また、3段落目については、「諸事情に配慮した上で、市民に対する負担増を求めるものである旨、市民への十分な周知期間の確保、効果的な広報活動など、説明責任を果たす必要がある。」というように「市民に負担増をしていただく」ということを、市民に理解していただくためにも強調したい。
委員	議長	それでは、ただ今の修正箇所を事務局にて修正いたさせます。その後、答申書を再度委員の皆さんへ配布いたします。
事務局	議長	2点ご確認がございます。1点目ですが、この後、事務局にて答申書を修正いたしますが、委員の皆さんへ配布する際は答申書(案)の(案)は削除してよろしいでしょうか。それから、2点目ですが、答申書の最終ページに、審議経過並びに審議会委員名簿を掲載させていただいておりますが、こちらについても入れてよろしいでしょうか御確認いたします。
委員	議長	ただ今事務局よりお話のあった件についていかがでしょうか。
委員	議長	(委員了承)
委員	議長	1つ確認があります。本日、答申するのですか。今日行うのであれば、8月10日ですが、違う日となればその日付が入るべきではないでしょうか。
事務局	議長	本日ということをお願いしたい。審議会の進行具合によって管理者のスケジュールが合えば、お願いしたいのですが、後日、会長と調整して提出させていただく形となります。
委員	議長	(暫時休憩、修正案の作成)
委員	議長	再開いたします。事務局にて修正が終わりましたので、ただ今から、修正箇所を確認いたします。 (議長にて修正箇所の読み上げ) それでは、ただ今の答申書のとおり管理者へ答申することとしてよろしいでしょうか。
委員	議長	(委員了承)
委員	議長	本来であれば、この席で管理者へ答申するところではありますが、本

		<p>日、管理者は公務が重なっているとのことですので、後日、答申書を提出することといたします。</p>
		<p>&lt;審議事項（２）&gt;</p>
議	長	<p>次に、（２）「その他」を議題といたします。 委員の皆さんから何か御質問はございますか。</p>
委	員	<p>（特になし）</p>
議	長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事 務 局		<p>「今後の日程について」の報告をいたします。</p>
議	長	<p>事務局より、「今後の日程について」の報告をお願いします。</p>
事 務 局		<p>今後の下水道使用料の改定に向けた日程について、御説明いたします。後日、答申書を本審議会の吉田会長から管理者に手渡しいたします。その後、当組合ホームページにて答申結果を公表します。当組合議会に対し、必要な事前説明等を行ったうえで、当組合議会平成２８年第４回定例会（１２月定例会）に当組合下水道条例の一部改正案の提出を予定しております。当組合議会の議決を得た後、当組合ホームページ、市広報等により、市民に対して新料金の周知を徹底してまいります。</p>
議	長	<p>ただ今の事務局の説明に対し、御質問等ありましたら、ご発言ください。</p>
委	員	<p>（特になし）</p>
議	長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の審議事項を終了させていただきます。 委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただきましてありがとうございました。 最後に、一言御挨拶を申し上げます。</p>
		<p>（議長挨拶）</p>
事 務 局		<p>吉田会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、誠にありがとうございました。 これをもちまして「平成２８年度第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会」を終了させていただきます。</p>